

令和5年4月1日

横浜市西公会堂を利用するにあたり、入場料割増の対象について

(横浜市西公会堂利用要綱 第12条 注3)

- ① 有償の前売り券や整理券
- ② 資料代・教材費・材料代・テキスト代など
- ③ 参加費、受講料・研修費
- ④ 講習代
- ⑤ 検定や試験の受験料
- ⑥ コンテストや発表会の参加料
- ⑦ 一般入場は無料でも、出演者や演奏者等から徴収する出演料や参加費
- ⑧ 団体又は講師が主催する会の会員が納める催しへの参加費

※入場料割増に該当しないもの

会の経常的な組織運営のための会費

国や県に納める講習料

参加者のうち希望者のみから徴収される弁当代など